

**国際教養大学こまち寮什器一式調達及び設置業務に係る  
条件付き一般競争入札の公募について**

国際教養大学こまち寮什器一式調達及び設置業務について次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、国際教養大学契約事務規程第10条の規定に基づき、公告する。

令和4年11月14日

公立大学法人国際教養大学 事務局長 兎澤 繁友

1 入札に付する事項

- (1) 名称  
国際教養大学こまち寮什器一式調達及び設置業務
- (2) 業務の仕様等  
仕様書による。
- (2) 履行期間  
契約日から令和5年3月31日（金）まで
- (4) 履行場所  
秋田市雄和椿川字奥椿岱地内 公立大学法人国際教養大学 こまち寮（4階建て）の指定する各部屋

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 国際教養大学契約事務規程第8条及び同規程第9条の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 入札参加資格の確認の日において、秋田県及び公立大学法人国際教養大学の指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しないこと。
- (5) 秋田県物品供給登録業者に登録されていること。
- (6) 秋田県内に本社を有しているもの。
- (7) 過去2年間に国、地方公共団体、本学又はこれらに準ずる団体との間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする業務で1件あたりの契約金額が320万円以上の契約を2回以上締結していること。
- (8) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格を有すると確認されていること。

3 入札参加資格の確認の申請

入札に参加しようとする者は、次により理事長に申請し、参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出書類等
  - ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
  - イ 2-（5）～（7）を確認できる書類の写し
- (2) 提出方法  
持参又は郵送すること。
- (3) 提出期間  
国際教養大学教職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（平成16年規程第34号）第7条に規定する休日を除き公告開始日から令和4年11月22日（火）までと

する。

(4) 提出場所

公立大学法人 国際教養大学 事務局 総務課  
秋田市雄和椿川字奥椿岱193番地2

4 入札執行の日時及び場所

令和4年11月29日(火) 午後3時30分  
国際教養大学 管理棟4階 第二会議室

5 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

国際教養大学契約事務規程第15条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

国際教養大学契約事務規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) その他

詳細は、入札説明書による。